

障害福祉サービス・地域生活支援事業ってどんなサービスですか？

障害のある人々の自立を支えるサービスで、在宅や通所によるサービス、施設に入所して利用するサービスがあります。

☑️①身体障害者手帳所持者②療育手帳所持者③精神障害者保健福祉手帳所持者④支援が必要と認められる障害児⑤難病等患者

※40～64才で介護保険における特定疾病をお持ちの人、65才以上の方は介護保険が優先となります。

【利用手続きの流れ】

①相談・申請→②聞き取り調査など→③認定審査→④サービスなど利用計画案提出→⑤支給決定

その後、事業者とご自身で契約をしていただきます。

☎️民生課障害者福祉グループ ☎️820-5635

分類	主なサービス種類	主なサービス内容
家・外出先などでの支援	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅での生活に介助を要する人を対象に、入浴や食事などの身体介護および、家事援助、通院介護などのサービスを行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人を対象に、入浴や食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護などの外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする人に対し、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な人を対象に、外出のための支援を行います。
	意思疎通支援事業	聴覚・言語機能などの障害により、手話および要約筆記での意思の疎通が必要な人に手話通訳者および要約筆記者を派遣します。
	保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
	訪問入浴サービス	在宅で寝たきり状態にある人で、家庭での入浴が困難な人を対象に、移動入浴車で訪問し、入浴の介護を行います。
泊まる場所	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間（夜間を含む）施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
日中活動をするところ	生活介護	常に介護を必要とする人に、日中の創作活動などの場や、食事、入浴などの介護を提供します。
	児童発達支援	未就学の障害児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
	医療型児童発達支援	肢体不自由児を対象に、児童発達支援および治療を行います。
	放課後等デイサービス	就学中の障害児を対象に、授業の終了後または夏休みなどの休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。
	地域活動支援センター事業	創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの便宜を図ります。
	日中一時支援事業	日中、介護する人がいないため一時的に見守りが必要な場合に見守りや日常的な訓練、生活支援などを行います。
訓練をするところ	自立訓練（機能訓練）	一定の期間、身体機能の維持・回復のため、身体的リハビリテーションや歩行訓練などの支援を行います。
	自立訓練（生活訓練）	一定の期間、食事や家事などの日常生活能力を向上するための支援を行います。
仕事をするところ	就労移行支援	一定期間、生産活動などの機会を提供することによって、就労に必要な知識や能力の向上を図る訓練などを行います。
	就労継続支援A型（雇用型）	就労が困難な人に対して、必要な知識や能力向上訓練を行います。
住むところ	就労継続支援B型（非雇用型）	年齢や体力面で就労が困難な人に対して、必要な知識や能力向上訓練を行います。
	共同生活援助（グループホーム）	共同生活を営む人に、居住に対する相談や、日常生活上の援助を行うとともに、利用者のニーズに応じて身体的な介護などを行います。
長期で医療を受ける場所	施設入所支援	施設に入所する人に、身体的な介護などを行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関において機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をします。

※それぞれのサービスの資格要件を満たしていれば利用できます。負担額など詳しくはお問い合わせください。

熊野町総合防災訓練を実施します

時10月22日（土）13：30～15：30
所町民グラウンド・町民体育館
（荒天時は中止します。）

平成23年3月の東日本大震災や平成26年8月の広島市土砂災害など、多くの人が犠牲になる災害が全国各地で発生しています。熊野町でも、いつそのような災害が発生しても不思議ではありません。

訓練では、陸上自衛隊や広島市消防局、熊野町消防団などの防災関係機関やライフライン関係者などさまざまな機関による公開訓練を行います。ぜひお誘いあわせの上お越しください。

また、会場では、腐食などで使えなくなった消火器の回収（処理費用1本につき1,000円）を行いますので、お持ちください。

○訓練内容

【公開訓練種目】

情報伝達訓練・避難広報訓練・要支援者避難訓練・救助訓練・トリアージ訓練（災害時医療優先度訓練）・救急搬送訓練・初期消火訓練・一斉放水訓練・電力施設応急復旧訓練・炊出し訓練（陸上自衛隊カレー）・避難所開設訓練

※情報伝達訓練では、13：45頃に町内の防災行政無線を通じて緊急地震速報が放送されます。

また、au、ドコモ、ソフトバンクのキャリアの携帯へ緊急速報メールを送信します。

ご自宅では、「慌てず、身の安全を確保すること」を基本として、実際に放送があったときにどのように行動すれば良いか、ご自身や家族で考えながら訓練してください。

【体験訓練種目】

衛星携帯電話および災害用伝言板体験訓練・災害用伝言ダイヤル体験訓練・煙体験ハウス・公開講座（土砂災害と砂防の話）



【防災関係機関による展示】

自衛隊による仮設風呂の設置・ドローンの展示・防災グッズの展示

また当日、ヘリコプターが会場付近を飛行しますので、一時的に騒音が発生します。あらかじめご了承ください。

☎️総務課 ☎️820-5601

行政相談委員会をご存知ですか？

-10月17日（月）から23日（日）は、
総務省の「行政相談週間」です-

総務省の「行政相談」は、毎日の暮らしの中で感じる、国の行政に関して「どうしたらよいかわからない」、「こうしてもらいたい」といった苦情や意見・要望を解決するとともに、これを基に業務の改善につなげています。

熊野町においては、総務大臣から委嘱を受けた2人の行政相談委員が、下記のとおり相談所を開設します。相談は無料で、秘密は固く守られますのでお気軽に相談ください。

▶行政相談委員とは？

行政相談委員法に基づき総務大臣から委嘱されたボランティアの民間有識者で、全国に約5,000人（各市区町村に1人以上。広島県内に137人）配置されています。

国民から広く行政に関する相談・要望を受け（県内では約2,400件／年）、相談者への助言や関係機関に対する通知などを行っています。

◀熊野町の行政相談委員を紹介します▶



おしかだ すなほ 委員
小坂田 忠 委員



しばら ふみこ 委員
柴原布早子 委員

無料行政相談所を開設します

行政に関して皆さんが日ごろから感じる要望や意見、苦情などを気軽に相談できます。

時10月28日（金）10：00～15：00

所くまの・みらい交流館

▷行政相談委員 小坂田忠委員 ☎️854-1629

柴原布早子委員 ☎️854-2361